

2010.1 第4号

産業医・産業看護職・衛生管理者等の産業保健関係者の活動を支援します。

産業保健

こうちさんぽ ニュース

事務所の移転について（お知らせ）	1頁
トピックス	2頁
研修会・セミナー等のご案内（平成22年4～6月開催分）	3頁
労働衛生工学シリーズ（保護具着用指導の難しさ）	5頁
メンタルヘルス対策支援センターのご案内	7頁
産業保健に関する相談のご案内	9頁
こうちさんぽメールマガジンのご案内	10頁
こうちさんぽメールマガジン配信申し込み票	11頁

独立行政法人労働者健康福祉機構
高知産業保健推進センター



一 事務所の移転について（お知らせ）

... .

独立行政法人 労働者健康福祉機構が運営します各都道府県産業保健推進センター（当センターを含み47センター）に係る運営経費を大幅に削減することが、平成19年12月24日の閣議において決定されました。

当削減計画を達成するため、情報誌を廃刊したり、印刷物を削減したりする等により経費を削減してきました。

しかし、削減額が多く計画を達成することが困難なため、全国の産業保健推進センターの事務所を順次移転することを計画しました。

当センターについては、平成22年度に移転する予定となりました。

新事務所については、経費削減により面積が大幅に縮小され、研修室も無いため、ご利用していただく皆様大変ご不便をお掛けすることと思っておりますが、何卒今後とも当センターをご利用いただきますようお願いいたします。

なお、研修室については、現在の研修室より若干狭いですが、移転先ビル内の会議室を借りる予定となっておりますことを申し添えます。

- 1 ビル名 高知フコク生命ビル
- 2 所在地 高知市本町4 - 1 - 8 高知フコク生命ビル7階
（四国電力高知支店の東隣）
- 3 アクセス 土佐電 高知城前電停 徒歩1分
- 4 移転時期 平成22年6月中旬予定



二 トピックス

トピックス その1

平成21年度「第1回運営協議会」を開催

平成21年11月12日(木) 当センターにおいて、平成21年度第1回運営協議会が開催されました。会議では、平成20年度事業実績・事業評価報告、平成21年度上半期事業報告及び下半期の事業計画について、慎重な審議が行われました。また、当センター内に設置されているメンタルヘルス対策支援センターの事業(厚生労働省委託事業)の実施状況が報告され、意見が交換されました。



トピックス その2

「産業医等医師等を対象とした研修」を開催

平成21年10月10日(土) オリентホテル高知において、産業医等医師等を対象とした研修(産業医等に対するメンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策に係る研修、精神科医等に対する産業保健に関する研修)をそれぞれ開催しました。研修は職場のメンタルヘルス対策、長時間労働者に対する医師の面接指導等の手法等について、事例などを交えながら行われ、参加者の多くから「今後の産業保健活動に有用である」旨の評価をいただきました。



トピックス その3

平成21年度「母性健康管理研修会」を開催

平成21年11月18日(水) 高知共済会館において、法令上の母性健康管理措置・母性保護規定の外、妊娠中の症状等に対応する措置、職場における妊産婦の健康管理と産業医等産業保健スタッフ等の役割などを内容とする母性健康管理研修会を開催しました。参加者からは「母性健康管理について最新の情報を学習することができ有益である」旨の意見(評価)が寄せられるなど有意義な研修会となりました。



三 研修会・セミナー等のご案内（平成22年4～6月開催分）

... .

対象者（A：産業医 B：産業看護職・衛生管理者・その他）

（1）4月14日(水) 14時00～16時00

「メンタルヘルズ指針と職場での対応」(取得単位：基礎後期2単位 又は 生涯専門2単位)

講師：カウンセリング担当相談員 榎本 宏子 氏

対象者：A・B

職場のメンタルヘルズ対策が取られていない事業所関係者を対象に、その意義や厚生労働省のガイドラインの概要を説明し、代表的な職場での実践的な取組み例を紹介し、

（2）4月21日(水) 18時30～20時30

「じん肺の画像診断と合併症（実地）」(取得単位：生涯実地2単位 又は 前期実地2単位)

講師：産業医学担当相談員 町田 健一 氏

対象者：A

職業病の中でのじん肺の動向を紹介し、産業医活動に必要な画像診断について合併症を含めて紹介し、

（3）4月22日(木) 14時00～16時00

「労働安全衛生法と衛生管理」(取得単位：基礎前期2単位)

講師：当センター相談員 樋口 悠紀夫 氏（元高知労働基準監督署 署長）

対象者：A・B

職場での産業保健(衛生管理)活動では、まず、労働安全衛生法に沿った実施が求められます。事業者責任で実施すべき事項と実施のための体制整備の概要について説明し、

（4）4月28日(水) 14時00～16時00

「産業医活動の実際～職場巡視と衛生委員会～」

(取得単位：基礎後期2単位 又は 生涯専門2単位)

講師：産業医学担当相談員 菅沼 成文 氏

対象者：A・B 講義形式：グループワーク

産業医の契約における留意点や、重要な職務である職場巡視と衛生委員会への参画のポイントについて説明し、衛生管理業務の担当者の方も気軽にご参加ください。

（5）5月12日(水) 14時00～16時00

「職場の健康管理～リスク管理の視点から～」(取得単位：基礎前期2単位)

講師：当センター所長 大原 啓志

対象者：A・B

職場の健康管理についても安全配慮義務が問われるようになってきました。健康診断の事後措置などにおける事業者責任や健康情報保護を中心に、職場健康管理について説明し、

（6）5月20日(木) 14時00～15時30

「職場健康管理の実際」

講師：未定

対象者：A・B（初任者）

職場の健康診断は、実施だけでなく事後の措置が重要です。その手順や、病休者の職場復帰や医療機関等との連携など、職場健康管理の実務に必要な事項について、初任者を対象として解説します。

(7) 5月26日(水) 14時00～16時00

「事業場訪問による職場巡視研修（実地）」（取得単位：生涯実地2単位 又は 前期実地2単位）

講師：労働衛生工学担当相談員 門田 義彦 氏

当センター相談員 杉原 由紀 氏

（高知県総務部職員厚生課職員健康推進監 産業医）

当センター所長 大原 啓志

対象者：A・B 場所：(株)太陽（高知市布師田3950）

製造業の現場を訪問し、作業環境などの改善事例を見学します。また、さらに改善が望ましい点について、巡視の結果に基づきグループ討議を行います。

(8) 5月（未定）13時00～16時00

「AED取扱講習（1）」

講師：高知市消防局

対象者：B

心臓に電気ショックを与えて救命を図るAED（自動対外式除細動器）を使用した実習方式による心肺蘇生法等の講習です。（受講者には高知市消防局長から「普通救命講習」の修了証が交付されます。）

(9) 6月3日(木) 14時00～16時00

「有害環境に対する作業環境管理」（取得単位：基礎前期2単位）

講師：労働衛生工学担当相談員 門田 義彦 氏

対象者：A・B

有害環境因子に対しては、まず工学的手法による作業環境管理が求められます。その基本的な考え方と法令の規定及び代表的な健康障害防止策について解説します。

(10) 6月9日(水) 14時00～16時00

「復職支援ワークショップ（1）」

共催：高知障害者職業センター

対象者：A・B 講義形式：グループワーク

メンタルヘルス不調者の職場復帰や雇用管理について、企業担当者同士で意見交換を行った後、高知障害者職業センターで実施している職場復帰支援の取組みや復職した事例を紹介します。

(11) 6月（土）日時未定（主催：高知県医師会）

「労働衛生行政の最近の動向について」（取得単位：基礎後期1単位 又は 生涯更新1単位）

講師：高知労働局

対象者：A 場所：未定

労働衛生分野における業務上疾病・労働者の健康状態に関する最近の動向や、近年の関連法規、ガイドラインの改正等の動きについて紹介します。

保護具着用指導の難しさ

労働衛生工学担当特別相談員 田内 孝也
(田内労働安全コンサルタント事務所 所長)

私事で恐縮ですが、つい先日東京に出張業務がございまして、その移動手段としては迷うことなく飛行機を選択致しました。移動時間は早いし、空の旅は快適だし、客室乗務員のサービスは、これまた最高でございまして、何も言うことはございません。

さて、離陸準備が整いまして、ゆっくりと滑走路へ動きはじめ、毎度の救命胴衣の使い方のセレモニーが始まろうとした瞬間、突然、ビデオがブツン致しまして、本日は、客室乗務員自らによる救命胴衣の着用デモンストレーションです。「待ってました。」久しぶりの実演が見られる。普段にも増して、真剣に客室乗務員の手際の良し、且つ卒のない名演技に見入ってしまいました。

最近、機内の数か所に設置されたモニター画面の中で、漫画キャラクターによる無機質な内容が主流であり、周りを見渡すと、顔の周りは両手で広げられた新聞で覆われ、どう考えても前は見えていない殿方や、うつむいて女性週刊誌に没頭するご婦人、はたまた、しっかりと目を閉じ体を休めるご年配など、注視どころか、前を見ている人を探すのが大変な状況の中、ただ空しく映像は流れ、知らぬ間に終了し、飛行機は離陸する。

これは、人は「もしも・・・」に対して無関心であり、自分だけは関係ないと思っている証拠であります。

でも、今日はいつもと違う機内の雰囲気、注視者は私一人ではありません。お隣の紳士も、そのお隣のご年配もしっかりと客室乗務員、いや、救命胴衣という「保護具」に集中しているではありませんか。

仕事の中に存在する様々な危険性又は有害性、機械、設備の本質安全化を図り、作業方法を改善し、作業手順を見直し、そして、注意喚起の明示を行ったとしても、そこで働くのは人、人間でございまして。人間が守らなければ確保できない安全対策がほとんどなのです。そして、その安全対策の「もしも・・・の際の」最終兵器とも言えるものが「保護具」なのです。

私の属する建設産業では安全確保はもちろん、衛生管理上必要な保護具もたくさんございます。

代表的な保護帽(保安帽とも言う)、保護めがね、耳栓、マスク、安全帯、安全靴、手袋等、これだけを見ても、保護具は自分自身を守ってくれる最終の手段であることはご理解いただけることと思います。

しかし、作業場でのその着用率と言え、近年非常に良くなってきたとは言え、まだまだ低いと言わざるを得ない状況にございます。

例えば、市街地のビル建設現場では、保護帽を被っていない職人さんをほとんど見かけなくなりましたが、木造家屋住宅の新築、改築工事現場では、稀にノーヘル(保護帽を被っていない)の職人さんを見かけることができます。

また、逆に被ってはいけない場面で、保護帽を着用されている方をお見かけすることがありますが、頭を守る保護帽にはそれぞれの使用状況に応じた規格がありますので、ご注意下さい。例えば、建設作業用の保護帽を被ってオートバイには乗らないで下さい。

オートバイに乗られる方は道路交通法等の規格で定める基準に合致した保護帽を着用されますことをお願い申し上げます。

また、手すり、囲い等の設置ができない足場等の高所(高さ2m以上)で作業をする時に使用いただく安全帯、これはいささか着用率が低うございます。使い方に慣れていないと動きにくいし、邪魔になる、ひどい場合は手すりにフックを掛けたことを忘れてしまい、そのまま移動した際、お腹に突然大きな衝撃を受けたりすることもございます。だからと言って、そんなことは、自分が、使わないことを正当化する為の単なる言い訳に過ぎず、確実に使用しなければ、自分が命を落としてしまうことになりかねません。

そして、残念なことに衛生管理上必要な保護具は、更に低い着用率でございます。死に直結した毒ガス等のマスク、酸欠の際の空気呼吸器は別として、粉じん作業に於ける、粉じん対策用のマスクの着用率は、近年改善はされつつありますが、まだまだ、タオルで顔を覆った解体職人、コンクリート二次製品を白煙のごとく舞い上がった粉じんの中で、果敢にコンクリートカッターを這わす職人さん等をお見かけすることができます。大丈夫ですか、と声を掛けると、決まって、「ちょっとの間やき」、「慣れちゅうき」とかおっしゃいますが、そんなものに慣れてもらっても困りますよね。使うこと、使い方に慣れてほしいものです。衛生管理上必要な保護具は使用しないことにより、ボディープローのごとく、時間の経過とともにじわじわと効いてくるものが多いことを知っていただきたいものです。

話を元に戻しますが、飛行機の中の客室乗務員を注視する皆様も恐らく同じ思いではなからうかと思いますが、救命胴衣の設置場所、着用の仕方、膨らみが足りない時の膨らませ方等々、客室乗務員の皆様が実際に着用し、つまり、態度で、行動で示してくれることによって、こんなに効果があるものなんです。テレビモニターが使用される以前は、こうやって説明してくれていた訳ですから、改めての再認識でございます。

事業者として、保護具の着用を指導する立場の指導方法が、何故この保護具が、この作業をする際に必要なのか、使用しなければ自分の体にどのような悪い影響があるのか等の真の必要性を十分に説明もせず、ただ、ビデオを流し、資料を配り、見ときなさい、読んどきなさい、がごとき一方的な、帳消しの指導で終わっているのではないだろうか。今回の客室乗務員の皆様のように、使う人の立場になって、「何故使わなければならないのか、」という「動機付け」を示し、単なる保護具の性能とか、数値とかを示すだけでは無く、誠意を持って、行動で示すことにより、保護具は更に職場に浸透して行くことでしょう。なんせ、保護具は人の為であり、人が使うものですから。

そして、今、事業場に必要なのは、資料、マニュアルよりも、自らお手本を示せる衛生管理担当者ではないでしょうか。

五 メンタルヘルス対策支援センターのご案内（厚生労働省委託事業）

…

この事業は、メンタルヘルス対策への助言、相談機関の利用促進、職場でのメンタルヘルスケア向上を目的としています。従業員の心の健康対策への取り組み方法が分からないという経営トップのみならず、メンタルヘルス対策支援センター・メンタルヘルス対策促進員がお手伝いします。

たとえば、こんなご相談に応じます

- ・メンタルヘルス対策をどうすれば良いのかわからない
- ・メンタルヘルス不調と思われる者がいるが、どう対処すれば良いのか
- ・職場復帰させるにはどうすれば良いのか。コミュニケーションをどうとれば良いのか。
- ・社内でメンタルヘルス対策に対する体制を作りたいが、どうすれば良いのか
- ・メンタルヘルスについて、従業員に理解してもらうために、どんな方法があるのか。
- ・社内スタッフへの教育・研修はどうすれば良いのか
- ・労働者・家族からの問い合わせ などなど

メンタルヘルスに関する実施事項

1. 衛生委員会での調査・審議の徹底

メンタルヘルスケアの推進に当たっては、事業者が労働者等の意見を聴きつつ事業場の実態に即した取組を行うことが必要です。そのメンタルヘルス対策の実施内容と体制を整備するための進め方、また、個人情報の保護に関する規定の策定等も、衛生委員会等において十分調査・審議を行うことが重要です。

2. 事業場における実態の把握

まずは、担当部署等での実態把握や支援がなされていることを前提に、衛生委員会等における調査・審議するに当たっては、個人情報や踏まえ、メンタルヘルス上の理由による休業者の有無、人数や休業日等、心の健康問題に係る事業場の現状を把握してください。

3. 「心の健康づくり計画」の策定

メンタルヘルスケアは、中長期的視野に立って、継続的かつ計画的に行われるようにすることが重要です。

「心の健康づくり計画」に盛り込むべきこと

- 事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明に関すること
- 事業場におけるメンタルヘルスに対する体制整備に関すること
- 事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスケアの実施に関すること
- メンタルヘルスケアを行うために必要な人材確保及び事業場外資源の活用に関すること
- 労働者の健康情報の保護に関すること
- 心の健康づくり計画の実施状況の評価及び見直しに関すること
- その他（労働者の心の健康づくりに必要な措置に関すること）

4. 事業場内体制の整備

メンタルヘルス対策を行うには、事業場内の体制整備が必要です。

産業医等：専門的立場から対策の企画・実施状況の把握・助言・指導
メンタルヘルス推進担当者：メンタルヘルス対策の企画・立案・実施・相談窓口・調整
衛生管理者等：教育研修の企画・実施・相談体制づくり・ケアの支援
保健師等：労働者及び管理監督者からの相談対応・保健指導等
専門スタッフ：教育研修の企画・実施、相談対応・助言
人事労務管理：労働時間等の労働条件の改善、労働者の適正な配置に配慮

5. 教育研修の実施

管理監督者（上司その他労働者に指揮命令する者）その他全ての労働者に対して教育研修、情報提供を行うことが必要です。

また、産業保健スタッフの職務に応じた教育研修、育成、知識習得等の機会を図る。

6. 職場環境の把握と改善

労働者の心の健康には、職場環境、心身疲労回復のための施設および設備、労働時間、仕事の質と量、ハラスメントを含む人間関係が起因する。そこで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る観点から職場環境等の改善に積極的に取り組む必要があります。このため事業者は、日常の職場環境等を評価し、問題点を把握することで、職場環境の改善を図らなければなりません。そのためにストレスチェックリスト等を用いて現状を把握するなどの方法があります。

7. メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応

メンタルヘルス不調者を早期発見するために・・・

労働者、管理監督者、家族等からの相談に対し適切に対応出来る体制づくり
ストレスに関する調査票や自分でチェックできる機会の提供
メンタルヘルス不調者に対する、医療機関等への相談や受診の体制づくり
労働者の家族に対する気づきや支援の促進（家族に対してメンタルヘルス基礎知識等情報提供）
加重労働者に対する面接指導の体制づくり
健康診断実施時の活用
個人情報保護への十分な配慮

8. 職場復帰支援

メンタルヘルス不調により休業した労働者が円滑に職場復帰し、再発を防止するために・・・

衛生委員会等において、産業医等の助言を受けながら職場復帰支援プログラムを策定する。

職場復帰支援プログラムについて、労働者に周知を図る。

メンタルヘルス不調者に応じた事業場内（産業保健スタッフ等）・事業場外資源（医療機関、相談機関）を活用する。

対面、電話、FAX、メールによりご相談に応じます。また、事業場を訪問して、メンタルヘルス対策の実施について専門家がアドバイスします。全て無料です。お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

メンタルヘルス対策支援センター（当センター内）
〒780-0870 高知市本町4丁目2番40号 ニッセイ高知ビル4階
TEL・FAX：088-855-3061（メンタルヘルス対策支援センター専用）
Eメール：mental@kochisanpo.jp（ 同上 ）

六 産業保健に関する相談のご案内

... .

各分野の専門の相談員が、産業保健に関するご相談・お問い合わせ等について応じます。相談方法は、センターに直接来ていただくか、又は電話、FAX、メールでも対応しています。

また、相談内容等により必要と判断する時は、直接現地に出向き具体的な対処法等をご提案します。

下記「産業保健相談員勤務表」に記載はありませんが、労働衛生関係法令分野のご相談についても応じます。

なお、相談料は無料となっていますのでお気軽にご相談ください。

【相談事例】

質問：産業医の職場巡視の実施について、法的にはどのように定められていますか。

回答：労働安全衛生規則第15条（産業医の定期巡視及び権限に付与）により、産業医は少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害の恐れのある時は、直ちに労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないと定められています。

産業保健相談員勤務表

平成22年1月1日現在

	月	火	水	木	金
第一			坪崎 (産業医学) 榎本 (〆外ハス)		影山 (〆外ハス)
第二			坪崎 (産業医学) 下寺(注1) (〆外ハス)		町田 (産業医学) 影山 (〆外ハス)
第三		森木 (産業医学)	榎本 (〆外ハス)	労働衛生工学 担当(注2)	伊藤 (〆外ハス)
第四	小澤 (保健指導) 町田 (〆外ハス)	菅沼 (産業医学)	影山 (〆外ハス)		町田 (〆外ハス)

1 相談時間は、13:00～17:00です。(注1)については9:00～12:00です。

2 (注2)の労働衛生工学に関しては、門田・中西の2名でローテーションしています。

{ TEL: 088 826-6155 FAX: 088 826-6151
Eメールアドレス: info@kochisanpo.jp }

七 「こうちさんぽメールマガジン」のご案内

... .

当センターでは、毎月「こうちさんぽメールマガジン」を配信しています。
メールマガジンでは、当センターが主催する研修会やセミナー等の開催案内や厚生労働省、高知労働局、高知県等から発信される産業保健に関する法令改正等の情報をタイムリーに提供しています。

提供するサービスは無料ですので、お気軽にご登録ください。
メールマガジンの具体的な内容については、次のようになっています。

1 配信時期

毎月1日（休日の場合は休日明け）と1・4・7・10月の中旬

2 対象者

産業医、産業看護職、衛生管理者、労務管理担当者、事業主、労働者 等

3 記事内容

トピックス

厚生労働省等から発信される産業保健に関する法令改正等の情報をご提供します。
（2009年は、インフルエンザ関連の情報も多数発信されました）

相談員の窓

相談員が各担当分野の産業保健に関する情報をご提供します。

産業医学研修会・セミナー等のご案内

直近2～3ヶ月間に開催する研修会等の開催情報をご提供します。

新相談員のご紹介・勤務予定表

新しく相談員になられた方をご紹介します。

産業保健に関する窓口相談・問合せQ&A

ご相談があった相談事例をご紹介します。（窓口相談の利用は無料です）

貸出図書・ビデオ（DVD）・機器のご案内

新着図書・ビデオ等のご紹介や貸出機器をご紹介します。（図書等の貸出は無料です）

労働衛生工学シリーズ

作業環境測定機器等の取扱い方法や作業環境管理についてご紹介します。

その他（当センターが実施する事業の紹介 等）

メンタルヘルス対策支援センター事業や自発的健康診断受診支援助成金・小規模事業場産業保健活動支援促進助成金等の助成金制度をご紹介します。

こうちさんぽメールマガジンを是非ご活用下さい！

当センターでは、法令改正等の最新情報や研修・セミナー等の開催案内などを**原則毎月1日**にメールマガジンにて情報提供を**無料**で行っています。定期的なチェックの機会として是非ご活用ください。配信をご希望の方は下記の「こうちさんぽメールマガジン配信申し込み票」にて、FAX又はEメールでご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、過去に配信したメールマガジンをご覧になりたい方は、ホームページをご覧下さい。

----- 切り取り線 -----

こうちさんぽメールマガジン配信申し込み票

高知産業保健推進センター 殿

平成 年 月 日

(ふりがな) 氏名	()	電話番号 (勤務先電話番号)	
勤務先名			
住所 (勤務先所在地)	〒 ()		
職種 (いずれかに印を)	事業主、産業医、一般医師、産業看護職、衛生管理者、安全衛生推進者、 労務担当者、労働者、その他 ()		
Eメールアドレス			
FAX番号 (FAX希望者記載)			

独立行政法人労働者健康福祉機構 高知産業保健推進センター

〒780-0870 高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階

TEL : 088-826-6155 / FAX : 088-826-6151

ホームページ : <http://www.kochisanpo.jp/>

Eメール : info@kochisanpo.jp

当申し込み票に記載いただいた個人情報は、メールマガジンの配信、アンケート調査、各種お知らせ等に利用させていただき、当センターが実施する産業保健推進に関する以外には使用いたしません。